

**「特殊詐欺被害防止キャンペーン」における被害防止の啓発
及び 特殊詐欺電話対策機器普及啓発業務 仕様書**

1 業務の名称

- ・「特殊詐欺被害防止キャンペーン」における被害防止の啓発及び特殊詐欺電話対策機器普及啓発業務委託

2 趣旨・目的

- ・特殊詐欺被害の未然防止に向け、県では毎年9月から10月を「特殊詐欺被害防止 強化期間」として「特殊詐欺被害防止キャンペーン」を実施している。
- ・特殊詐欺被害の多くは、犯人の電話から始まることが多く、「特殊詐欺電話対策機器」（防犯機能付き電話機 及び 特殊詐欺電話対策装置。以下「特殊詐欺電話対策機器」という。）を設置することで、被害の多くを防げるため、被害に遭いやすい高齢者世帯を中心として、その設置促進が急務である。
- ・ついては、特殊詐欺被害を未然に防止するため、キャンペーン展開による「特殊詐欺被害防止の啓発」を図るとともに、「特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務」の実施により「特殊詐欺電話対策機器」の普及啓発を行う。

3 業務委託期間

- ・契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

4 用語の定義・解説

用語	定義・解説
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪のこと（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）。令和2年1月1日から特殊詐欺の手口について、オレオレ詐欺やキャッシュカード詐欺盗など、10種類に分類された。なお、群馬県内の特殊詐欺の被害者は、65歳以上の高齢者が約6割を占める。
防犯機能付き電話機	オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の多くが、自宅の固定電話機にかかってきた電話からスタートすることが多く、その詐欺の電話を効果的に遮断できる電話機。主な特徴は、電話がかかってくると、自動録音される旨の自動音声のアナウンスが流れた後に、自動録音が開始され、呼び出し音が鳴る。自動録音を嫌う犯人は、アナウンスの段階で電話を切ることが多いことから、犯人からの電話に出ることなく特殊詐欺被害の未然防止ができる。

特殊詐欺電話対策装置	機能や設置の目的は、防犯機能付き電話機に同じ。既存の固定電話機と電話回線に付属のモジュールケーブルで接続することにより、工事不要で設置することができる。
参考（群馬県ＨＰ）	○防犯機能付き電話機・特殊詐欺電話対策装置を設置しましょう 防犯機能付き電話機・特殊詐欺電話対策装置を設置しましょう！ - 群馬県ホームページ(消費生活課) (pref.gunma.jp)

5 見積上限額

7, 522, 000円(消費税及び地方消費税を含む)

6 業務区分

以下の6つの業務区分からなる。

- (1)特殊詐欺被害防止の啓発及び特殊詐欺電話対策機器の普及啓発にかかる広報の実施
- (2)特殊詐欺被害防止キャンペーンイベントの調整・運営
- (3)特殊詐欺被害防止キャンペーンイベントでの「エフエム群馬公開生放送」の調整・実施
- (4)特殊詐欺被害防止啓発動画の作成に関すること
- (5)特殊詐欺電話対策装置プレゼント企画にかかるポスター・チラシの作成及び発送
- (6)特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務の企画と運営

※「特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務」とは、「特殊詐欺電話対策装置プレゼント企画」を実施し、特殊詐欺電話対策装置を自宅の固定電話への接続・設置を希望する応募者を募り、抽選で当選した応募者へ特殊詐欺電話対策装置を配付することにより、特殊詐欺電話対策機器の普及啓発を図るもの。

7 特殊詐欺被害防止の啓発及び特殊詐欺電話対策機器の普及啓発にかかる広報の実施

(1)広報媒体の種類

広報媒体は、3種類以上として、そのうちのひとつは、インターネット広告とすること。

例)インターネット広告、ラジオCM、新聞・雑誌・フリーペーパー等の広告 など

(2)内容・構成

- ア 広報については、特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的とし、一本の電話から始まる詐欺の手口や特殊詐欺電話対策機器などの活用により詐欺被害を防止できることが伝わる内容とすること。特に、特殊詐欺電話対策機器の設置が、特殊詐欺被害防止に効果的な対策であることを周知する内容とすること。
- イ 特殊詐欺被害に遭いやすい高齢者はもとより、高齢者の被害防止にあたりキーパーソンとなる高齢者の子・孫世代に訴求できる内容・方法による広報とすること。
- ウ 特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務において、「12(2)ア」で示す目標が達成できる内容・方法による広報とすること。
- エ 広報の具体的な内容・構成については、受託者の提案を踏まえ、群馬県との協議の上で決定すること。

オ 広報には、実施者が「群馬県」であることがわかる表示あるいは表現を必ず盛り込むこと。

カ 動画、静止画、アニメーション、イラストなど表現方法は自由とする。

(3) 実施方法

ア 特殊詐欺被害防止キャンペーン期間(9月15日～10月末)中に各広報媒体で1回以上実施すること。

イ インターネット広告については、下表を標準に実施すること。

実施SNS	広告種別	課金対象	表示回数	表示エリア	性別	年齢
Yahoo!JAPAN	スマートフォン版フロントパネル	広告表示	500,000回以上 35,000回/日以上 ※掲載期間:2週間	群馬県	指定なし	指定なし

※媒体の例として、Yahoo!JAPAN を提示しています。提案者が効果的と考える他の媒体によることも可能です。

ウ 広報にかかる表現方法は自由であるが、次のことを念頭において作成すること。

(7) 特殊詐欺被害防止の啓発が県民に十分に行き渡る方法・内容の広報であること。

(イ) 特殊詐欺電話対策機器を必要とする県民に情報が届く方法・内容の広報であること。特に特殊詐欺被害に遭いやすい高齢者はもとより、高齢者の被害防止にあたりキーパーソンとなる高齢者の子・孫世代に訴求できる広報であること。

(ウ) 特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務において、本仕様書「12(2)ア」で示す目標が達成できる内容・方法による広報であること。

(4) 作成した著作物の二次使用

広報で作成した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は群馬県に帰属し、作成した著作物を群馬県が二次使用することを承諾すること。

(5) 納品

ア 作成した広報物のマスターデータ及び二次使用のためのデータは、光学ディスク等の記録媒体に保存の上、それぞれ一部ずつ納品すること。ただし、この方法による納品が困難なものは、群馬県と協議すること。

イ 二次使用データのうち、動画については、マイクロソフト社が提供する「Windows Media Player 12」にて閲覧可能で、かつ、動画配信サービス「YouTube」にてサポートされているファイル形式にて納品すること。

(6) その他

LINE 広告及び Twitter などの SNS を用いる場合は、別途指定する群馬県のアカアカウントを利用すること。

8 特殊詐欺被害防止キャンペーンイベントの調整・運営・広報

(1) キャンペーンイベントの調整・運営

関係者(群馬県・群馬県警察ほか)と調整の上、イベントの事前調整、当日の運営を行う。

キャンペーンイベントの内容は次のとおり。(イベント内容は現時点のもの。今後、変更の可能性あり。)

日程: 令和7年9月15日(月・敬老の日)

場所：イオンモール高崎 セントラルコート(1階北側・使用料無料)

内容：県警音楽隊コンサート(11時00分～11時30分／12時30分～13時00分)

エフエム群馬公開生放送(14時00分～14時55分)

主催：群馬県・群馬県警察

趣旨：高齢者の子供及び孫世代(自分たちの親・祖父母を見守る世代)をターゲットに被害防止対策の啓発(親を見守る意識付け、対策機器の普及浸透)を図る。

※場所(イオンモール高崎セントラルコート)、県警音楽隊、エフエム群馬公開生放送の出演者については仮予約済み。

イベントの調整・運営にあたっては、委託者と適宜協議する。

(2) イベント全体の演出業務

ア 特殊詐欺被害防止キャンペーンのトータルデザインを鑑み、演出すること

イ 特殊詐欺電話対策装置の展示

(3) 大型モニターを活用したイベントイメージ映像や静止画の作成

(4) 司会業務と運営マニュアルの作成

(5) 啓発コーナーの設置

ア イベントスケジュール、キャンペーンポスターの掲示

イ パンフレットラックの設置

(6) 来場者用ノベルティ(ステッカー)の作成

ア サイズ

縦75mm×横50mm程度

イ 用紙

アート紙シール(マット PP ラミネート付き)

ウ 数量

1500枚

エ 印刷種類

片面フルカラー

オ デザイン

3種類程度作成

「特殊詐欺被害防止キャンペーン」の文言を必ず入れること。

カ 納期・納品場所

令和7年9月15日(月)

キャンペーンイベント当日に会場で配布

(7) 来場者へのチラシ配布とノベルティ配布、来場者の案内誘導・会場整理

(8) イベントの広報

9 特殊詐欺被害防止キャンペーンイベントでの「エフエム群馬公開生放送」の調整・実施に関すること

(1) 放送局・関係機関(群馬県・群馬県警察)との調整

(2) 放送の実施

ア 放送日時

令和7年9月15日(月・敬老の日)14時00分～14時55分

イ 場所

イオンモール高崎 セントラルコート(1階北側・使用料無料)

ウ 番組の内容

(ア)特殊詐欺被害の現状

(イ)有効な対策(電話対策機器の紹介)

(ウ)特殊詐欺電話対策装置プレゼント企画のPR

(エ)電話対策機器の貸出・購入補助制度(各警察署・市町村の制度紹介)

(オ)特殊詐欺被害防止には、子供・孫世代の日頃からの高齢者の見守りが大事であることの啓発

※内容は予定。今後変更の可能性あり。

エ 主な対象者

高齢者の子供及び孫世代(自分たちの親・祖父母を見守る子供世代)

※啓発イベントを敬老の日を実施すること等を踏まえ、ラジオ番組を通じて高齢の親を見守る意識付けを行う。

オ 出演者

内藤聡(ラジオパーソナリティ)、川島大輔・富所哲平(アンカンミンカン)

※スケジュール仮予約済。

(3)広報の実施

本番組について、各種広報媒体を利用するなどして県民へ周知すること。

10 啓発動画の作成に関すること

(1)動画の内容

ア 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害を未然に防止することを目的とし、詐欺の手口や詐欺を見抜くポイントが理解でき、詐欺が身近に起こりうるものであることが感じられる内容とすること。

イ 動画の長さは30秒とすること。

ウ 動画には、広告主が「群馬県」であることがわかる表示あるいは表現を必ず盛り込むこと。

エ 動画は、実写・アニメーションなど表現の仕方・手法は自由とする。

オ 具体的な内容・構成については、受託事業者の提案を踏まえ、県との協議の上で決定すること。

(2)動画の公開

群馬県公式動画サイト tsulunoz にて公開する。

(3)二次使用について

作成した動画の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は群馬県に帰属し、群馬県が二次使用することを承諾すること。

(4)納品

ア 作成した動画のマスターデータ及び二次使用のためのデータは、光学ディスク等の記録媒

体に保存の上、それぞれ一部ずつ納品すること。ただし、この方法による納品が困難なものは、群馬県と協議すること。

- イ 作成した動画は、マイクロソフト社が提供する「Windows Media Player 12」にて閲覧可能で、かつ、動画配信サービス「YouTube」にてサポートされているファイル形式にて納品すること。

11 特殊詐欺電話対策装置プレゼント企画にかかるポスター・チラシの作成及び発送

特殊詐欺電対策装置プレゼント企画の実施にあたり、群馬県内市町村の市役所、町村役場、県行政県税事務所へのポスター・チラシの掲示・配架するため、また、キャンペーン期間中に回覧板での地域住民へのチラシの回覧について、協力が得られている市町村もあることから、以下の業務を実施すること。

(1)ポスター・チラシの作成業務

ア 特殊詐欺被害防止キャンペーンのチラシの制作

(ア)規格等

a 紙質

コート紙 62.5kg

b サイズ

A4 4C×4C、または、4C×0

c 印刷種類

オフセット

(イ)作成部数

50,000部

(ウ)配送先

別表のとおり

イ 特殊詐欺被害防止キャンペーンのポスター制作

(ア)規格等

a 紙質

コート紙 110kg

b サイズ

A2 4C×0

c 印刷種類

オフセット

(イ)作成部数

500部

(ウ)配送先

別表のとおり

ウ その他

ポスター及びチラシの作成にあたっては、以下の点に留意すること。

(ア)ポスター及びチラシのデザイン等は、同一で差し支えありません。

- (イ) 「特殊詐欺電話対策装置プレゼント企画」の応募にあたっての申込先・方法等がわかりやすく記載されていること。
- (ウ) ポスター・チラシには、動画により、特殊詐欺電話対策装置の作動イメージや接続方法をイメージできる措置を二次元コードを添付するなどしてとること。
動画 URL: <https://www.youtube.com/watch?v=tGSi4AeHZ1Q>
特殊詐欺電話対策装置(接続案内・作動イメージ・設置者と家族の電話風景) | 消費生活課 | 群馬県 - YouTube
- (エ) ポスター・チラシの配送先で、締め切りが設けられているため、締め切りを遵守すること。
- (オ) 配送先内での仕分けがある場合には対応すること。また、群馬県が作成する送付文の封入に対応すること。
- (カ) デザイン案の作成・決定にあたっては、群馬県と協議の上、作成・決定すること。

12 特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務の企画と運営

(1) 特設ウェブサイトの作成と運営

ア 特殊詐欺被害防止キャンペーンの特設ウェブサイトを作成し、運営すること。

イ 特設ウェブサイトの内容と構成

- (ア) 特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的とし、一本の電話から始まる詐欺の手口や詐欺対策電話の活用により詐欺被害を防止できることが伝わる内容とする。特に、特殊詐欺電話対策機器の設置が、特殊詐欺被害防止に効果的な対策であることを効果的に周知する内容とする。
- (イ) 特殊詐欺被害に遭いやすい高齢者はもとより、高齢者の被害防止にあたり、キーパーソンとなる高齢者の子・孫世代に訴求できる内容とする。
- (ウ) 特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務において、応募者の目標数(2,000件)が達成できる内容とする。
- (エ) 特設ウェブサイトは、インターネット広告とリンクする構成とすること。
- (オ) 特設ウェブサイトから、応募ができる構成とすること。
- (カ) 特設ウェブサイト内において、問い合わせ先の明記、または、問い合わせフォームを備えること。ただし、問い合わせフォームを備えない場合も、問い合わせ先の明記は行うこと。
- (キ) 具体的な内容・構成については、受託者の提案を踏まえ、群馬県との協議の上で決定すること。
- (ク) 特設ウェブサイトは、管理者が「群馬県」であることがわかる表示あるいは表現を必ず盛り込むこと。

ウ 特設ウェブサイトの開設期間

特殊詐欺被害防止キャンペーン期間である令和7年9月15日から令和7年10月31日を含み、特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務における応募者の募集から当選品の発送完了までに相当する期間開設することとし、詳細は、群馬県と協議すること。

(2) 特殊詐欺電話対策装置の設置促進業務

特殊詐欺被害防止キャンペーンにおいて、特殊詐欺電話対策装置を必要とする県民

から応募者を募り、当選者へ発送する。

ア 当選者数

計 1, 234 名（応募者の目標数：2, 000 件）

イ 応募対象者

特殊詐欺電話対策装置の設置を希望する個人。または、家族や親族等の自宅への設置を希望する個人（設置先が群馬県内である場合、県外在住者の応募を可とするとともに、募集にあたり、設置者だけでなく、設置者と異なる者も応募できることを広報すること（（例）群馬県在住の父母を設置者として、東京都在住の子が応募する場合等）。ただし、募集の際には、以下の条件を付加し、担保する措置をとること。

（ア）応募者の属性は不問とする。ただし、個人（自然人）であること。

（イ）設置者の住所が群馬県内であること。

※応募の際には、応募者氏名・住所、設置者氏名・住所、応募者と設置者の関係（続柄）を併記させるなどの措置をとること。

（ウ）設置先に固定電話機を有すること。

※応募の際には、設置先の電話番号を記載させる措置をとること。

（エ）当選者は、群馬県の実施するアンケート（設置後の特殊詐欺被害等の有無の確認など）に協力ができること。

※応募者と設置者が異なる場合には、設置者へ特殊詐欺電話対策装置を発送するとともに、応募者へもハガキ等で通知し、設置者の特殊詐欺電話対策装置の受け取りにあたり、トラブル等が生じない措置をとること。なお、ハガキによる場合、官製はがきの必要枚数を群馬県が用意し、ハガキへのデザイン及び発送等は、受託者が行うものとする。

ウ 対象機器

（ア）製造者：（株）レッツコーポレーション

（イ）機器名：振込め詐欺見張隊 E C O E C O

（ウ）寸 法：165（W）×130（D）×30（H）mm（梱包状態）

（エ）重 量：約232g（梱包状態）

※対象機器の特殊詐欺電話対策装置は群馬県が別に購入します。当選者への配付業務にあたっての受託者への配送は、「12（3）配布する特殊詐欺電話対策装置の保管・管理」を参照すること。

エ 応募方法及び当選者の選定方法

（ア）インターネットによる申し込みのほか、FAX、郵便等の複数の応募方法を確保して、応募しやすい環境を整備すること。

（イ）応募者の募集及び当選者の選定は、公平平等に実施し、それが客観的に担保されていること。

（ウ）応募の方法は、クイズ方式（応募にあたり特殊詐欺の啓発につながる簡易なクイズを設定する等）とするなど、啓発効果や応募の簡易さなどを勘案して、企画すること。

(エ) 複数応募は慎むことを表示し、複数応募の場合も重複当選（同一の応募者の当選及び設置先の氏名が異なる場合でも同一の設置先電話番号の当選は不可）は、避ける措置をとること。また、それを表示すること。

(オ) 当選品をインターネットオークションや転売サイトへ出品するなどの転売目的での応募を防ぐ措置をとること。

(3) 配付する特殊詐欺電話対策装置の保管・管理

ア 当選者へ配付する特殊詐欺電話対策装置は、受託者が決定後、群馬県が特殊詐欺電話対策装置を購入した事業者から、受託者の指定する一ヶ所へ配送されるので、委託業務の契約後、配送期日・配送先を指定すること。なお、特殊詐欺電話対策装置の販売事業者の納品期日は、令和7年8月末（予定）となっているので、その納品期日までに受領すること。また、納品確認・検査は、群馬県が実施するため、納品・検査にあたって、群馬県職員が受託者が指定した納入先への立ち入りすることについて許諾すること。

イ 当選者へ配付する特殊詐欺電話対策装置は、機器の受領から当選者への発送までの間、善良な管理者の注意をもって保管すること。また、その義務を負うこと。

(4) 特殊詐欺電話対策装置の当選者への発送

ア 当選者に、特殊詐欺電話対策装置を発送すること。発送の際には、群馬県が提供する「特殊詐欺電話対策装置の設置及び使用方法の簡易マニュアル」を同封すること。

イ 発送にあたっては、以下の点に留意すること。

(ア) 発送元は、群馬県であることをわかりやすく表示すること。

(イ) 群馬県が実施する「特殊詐欺被害防止キャンペーン」の当選品であることを表示すること。

(ウ) 当選品の発送にかかる問い合わせ先は受託者とし、受託者の名称・連絡先等を表示すること。

(エ) 当選品である「特殊詐欺電話対策装置」は、精密機器であることから、発送にあたり、損傷等が生じないように、緩衝材で保護する等の相当な措置をとること。

ウ 群馬県がアンケート等の同封を求めた場合には、対応すること。

エ 応募者及び当選者名簿を整理して、群馬県へ提出すること。なお、名簿の管理は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づき、厳重に管理し、契約終了と同時に確実に廃棄すること。

13 成果物及び納期

本業務の実施に際して製作した成果物については、群馬県との協議の上、群馬県が指示する日及び場所に納品すること。

14 その他

(1) 本業務は国の地方消費者行政強化交付金を活用して実施するため、業務完了後に会計

検査等の対応が生じる場合がある。その際は適切に対応すること。

- (2)本業務により制作された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- (3)本業務の実施に伴い、取得した個人情報を実業務以外で利用しないこと。
- (4)特定の商品販売・販売のあっせん等本業務以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行為・行動を行わないこと。
- (5)本業務委託の遂行に伴い発生した応募者等とのトラブルに対しては、受託者の責任において誠意をもって対応すること。また、トラブルが発生した場合には、遅滞なく群馬県へ報告するとともに、必要に応じて、群馬県と協議すること。
- (6)本業務の実施に必要な事項(群馬県との打ち合わせを含む)に係る一切の経費については、委託額に含む。
- (7)本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。